

●香川県告示第182号

平成19年香川県告示第513号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分	港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分
引田港	水域施設 (小型船舶用泊地)	略			引田港	水域施設 (小型船舶用泊地)	略		
略					略				
高松港	略				高松港	略			
略					略				
"	"	旧港1号護岸前泊地	略		"	"	旧港1号護岸前泊地	略	
"	"	西浜第1護岸前泊地	略		"	"	旧港5号護岸前泊地	"	C
"	"	西浜第1護岸前泊地	略		"	"	西浜第1護岸前泊地	略	
略					略				
"	"	木太護岸前泊地	略		"	"	木太護岸前泊地	略	
"	"	木太護岸前泊地	略		"	"	木太塩田護岸前泊地	"	C
"	"	浜北第3防波堤前泊地	略		"	"	浜北第3防波堤前泊地	略	
略					略				